

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見の聴取に関する公示

佐賀労働局一般公示第 9 号

佐賀地方最低賃金審議会は、佐賀県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、佐賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれらに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和3年7月15日までに、佐賀地方最低賃金審議会（佐賀市駅前中央3丁目3番20号佐賀労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和3年7月2日

佐賀労働局長 加藤博之